

○農林水産省告示第二百四十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一及び二の項の規定に基づき、昭和四十七年五月二十七日農林省告示第七百九十八号(ハワイ諸島から発送されるソロ種パイヤ

の生果実に係る農林大臣が定める基準を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成元年三月七日から施行する。

平成元年三月一日

農林水産大臣 羽田 孜

四を次のように改める。

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において生果実の中心が四十七・二度になるまで飽和蒸気で消毒すること。